

令和5年度第1回 静岡市不良な生活環境解消推進審議会会議録

- 1 日 時 令和5年5月29日(月) 午後3時～午後5時
- 2 場 所 静岡市役所 静岡庁舎 本館3階 第三委員会室
- 3 出席者 (委員) 小泉会長、岸副会長(オンライン参加)、池内委員、小幡委員、
清野委員、阪東委員
(事務局) 大畑環境局次長、長田参与兼廃棄物対策課長、和田参事兼課長補佐、
廃棄物対策課 佐藤主査、清水主査、鈴木主事
福祉総務課 田中生活環境支援担当課長、三室副主幹、栗田主査
動物指導センター 川口所長
- 4 傍聴者 1人(うち、報道機関1名)
- 5 議 題 (1) 静岡市不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例について
(2) 静岡市における「不良な生活環境」の発生の現状
(3) 個別事例をもとにした「不良な生活環境」解消の取組について ※非公開

6 会議内容

司会

定刻より少し早い時間にはなりますが、委員の皆様全員ご参加いただけておりますので始めさせていただきます。皆様本日はお忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。ただいまより令和5年度第1回静岡市不良な生活環境解消推進審議会を開催させていただきます。私は司会を務めさせていただきます廃棄物対策課の和田と申します。よろしくお願ひします。

なお、この審議会については、静岡市における附属機関等に関する指針に基づき、議題(2)までを公開で行います。議題(3)以降につきましては、個人の方の生活の状況や、身体、心の状態などの個人情報が含まれることから、非公開での実施といたします。委員の皆様におかれましては、ご了承お願いいたします。

それでは、審議会の開催に当たりまして、静岡市環境局次長の大畑よりご挨拶申し上げます。大畑次長よろしくお願ひします。

環境局次長

皆さんこんにちは。環境局次長の大畑でございます。本日は大変お忙しい中、また台風が来ていて、天候もじめじめした暑い中、お集まりいただきまして本当にありがとうございます。

昨年度からこの条例につきましては制定を進めてきてまして、本年4月1日から施行されました。

この後、事務局から説明があると思えますけれども、この審議会は条例に基づき命令や行政代執行などの措置を行う際の諮問に対し、答申をいただくということと、不良な生活環境の解消に関する重要事項についてご審議いただくものとなっております。

いわゆるごみ屋敷につきましては全国的にも社会問題となっております。本市においても、平成26年ごろから関係課において検討が進められてきております。ごみ屋敷を初めとする不良な生活環境を発生してしまうというこの背景には、事例ごと、様々で多岐にわたる理由がありますけれども、その多くは身体や心の問題、地域での孤立が要因になっているものと考えられます。

これらの問題を解決するために、この条例では、原因者が自ら不良な生活環境を解消するための支援を中心として基本方針を定めるほか、条例の運用体制の中では、主に原因者への対応について、福祉部局と密に連携をとりながら、寄り添った支援を行っていきたいと考えております。

本日条例に基づき審議会を開催しておりますけれども、専門家の皆様のご視点や自治会・地域福祉を担う皆様の観点から忌憚のないご意見をいただきまして、不良な生活環境の解消と、再発の防止をしていきたいと考えております。

なお審議会につきましては、本年度は今回を含め2回の開催を予定しております。ぜひご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

司会

大畑次長ありがとうございました。繰り返しになりますが、報道機関の皆様におかれましては、議題(2)が終了次第、ご退出いただきますようお願いいたします。議題(3)以降が個人情報を含むものになりますので、ご理解の方よろしく申し上げます。

それでは本日の資料についてご確認をお願いいたします。本日お配りした資料は、次第、審議会委員名簿、座席表、審議会についての資料、ここまでがA4となります。その他説明用の資料としまして、議事資料1から3、資料1-1、1-2、1-3、資料2、資料3-1、3-2、3-3全てA3で7枚となっております。よろしいでしょうか。

それでは、お手元の次第に従いまして進めさせていただきます。次第3 委員紹介ですが、お手元の審議会委員名簿の順で紹介させていただきます。本日会場にお越しの委員におかれましては、恐れ入りますが、お名前をお呼びしましたらその場でご起立いただき、一言ご挨拶いただければと思います。

司会

関西大学社会学部 教授 池内裕美 様

池内委員

ただいまご紹介にあずかりました池内と申します。よろしくお願いいたします。私は普段は心理学的な観点から、ホーディング、溜め込みやカスタマーハラスメントの研究をしております。何かお役に立てることがございましたらと思いやってまいりました。よろしくお願いいたします。

司会

続きまして、静岡市社会福祉協議会 常務理事 小幡剛弘 様

小幡委員

はじめまして。小幡剛弘と申します。私共は社会福祉協議会でございますので、地域の自治体関係者や住民の皆さん、あるいは関係機関の皆さん方との連絡を密にして活動しているところでございます。私どもの業務の中で、いわゆるごみ屋敷にあたることもございます。私どもだけでは成功体験が少ない非常に困難な問題で苦慮しておりますけれども、皆様がたのご意見をお聞かせただき、勉強を進めたいと思っておりますので、お願いします。

司会

東邦大学大学院 看護学研究科 研究科長・教授 岸恵美子 様

岸委員

皆さんこんにちは。東邦大学の岸と申します。私は16年間東京都の特別区で保健師をしております、その時にごみ屋敷等を対応した経験から、現在、セルフネグレクトや、いわゆるごみ屋敷の方についての保健福祉的なアプローチに関する研究をしております。

これまでも色々な自治体の条例の審議会委員をさせていただいております、そういう知見を還元すると共に、少しでも皆さんのお役に立てるようにしたいと思っております。また事例等や色々な先生方のご意見について私も勉強させていただきたいと思っております。よろしくお願います。

司会

続きまして、静岡市民生委員児童委員協議会 副会長 清野文雄 様

清野委員

清野でございます。よろしくお願います。私たち民生委員は、市内61地区の法定地区がございまして、2014人の民生委員・児童委員がいます。今、高齢者実態調査を行っているのですが、地域福祉の中で、私たちもごみ屋敷問題に突き当たるのが非常に多いです。ごみ屋敷だけでなく、ひきこもり、あとは8050問題など、色々な問題に突き当たっており、皆さんの意見が参考になると思っておりますので、よろしくお願います。

司会

続きまして、静岡産業大学経営学部 教授 小泉祐一郎 様

小泉委員

こんにちは。静岡産業大学の小泉と申します。私の専門は、一つは行政学、もう一つは法律学で行政法ということで、どちらかという地域課題や社会課題を、法制度をどのように作り、どのように使えば解決していくかということを行っています。

ただ、分野的には、土地利用とか、建築とか、空き家そのものが対象で、空き家法ができるときも、学者たちで意見を出させていただきました。

ごみ屋敷などの関係は、私の今までのような法的なアプローチだけではなく、どちらかという
と福祉的や社会学的な観点からのアプローチにもなるのかと思います。ぜひ勉強させていただき
たいと思います。お願いします。

司会

続きまして、国立保健医療科学院 上席主任研究官、阪東美智子 様

阪東委員

阪東でございます。どうぞよろしくお願いいたします。私が所属しております保健医療科学院とい
うのは、公衆衛生を扱うところとして、自治体の保健所や福祉事務所の方向けの研修とそれに伴
う研究の両方をやっております。

私は、元々のバックグラウンドは建築として、住宅問題・住宅政策をやっておりました。高齢
の方や障がいをお持ちの方の住宅の整備などを研究しております。静岡の事はあまり存じ上げま
せんし、土地勘もなく色々とお聞かせいただくこともあるかもしれませんが、よろしくお願いい
たします。

司会

続きまして、静岡市自治会連合会 常任理事 中村満 様

なお、中村委員におかれましては、本日所用により欠席となっております。以上7名をもちま
して、本審議会を構成しております。本日の出席者は6名となっておりますので、条例第15条第
3項に基づく委員の半数以上の出席による会議の開催要件を満たしております。

次に、事務局の職員を紹介させていただきます。お願いします。

廃棄物対策課長

静岡市環境局廃棄物対策課長の長田と申します。よろしくお願いいたします。

事務局

廃棄物対策課の清水と申します。

廃棄物対策課の佐藤と申します。

廃棄物対策課の鈴木と申します。

司会

その他関係課として、保健福祉長寿局 福祉総務課 生活環境支援係が同席させていただいて
おります。

それでは本日、会場にお越しの委員の皆様にご挨拶を申し上げます。順番にお渡しに伺いま
すので、恐れ入りますが、その場でご起立をいただきますようお願い申し上げます。

(委嘱状交付)

司会

本日オンライン会議でのご参加の委員の方、ご欠席の委員の方におかれましては、委嘱状の送付をもって交付に代えさせていただきます。

それでは、お配りした資料の上から4枚目の別紙資料、「不良な生活環境解消推進審議会について」をご覧ください。この審議会の所掌事務事項は、第11条にあるとおり、条例第9条第3項の規定により、命令や行政代執行という措置を行う際の市からの諮問に対し、答申を行うほか、不良な生活環境の解消に関する重要事項について調査審議するものでございます。その他、組織会議等について定めておりますので、ご確認ください。

また本審議会は本年度、本日を含め合計2回の開催を予定しております。よろしく申し上げます。

では続きまして会長の選任に移ります。条例第14条第1項に基づき、会長の互選をお願いしたいと思います。委員の皆様、ご推薦、ご意見などありますでしょうか。

小幡委員

よろしいですか。会長でございますが、行政法・行政学に御精通されていることに加えまして、他の審議会での会長のご経験もある小泉委員が適任かと思っておりますがいかがでしょうか。

司会

ただいま、小泉委員とのご推薦がありました。皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

小泉委員

お引き受けさせていただきます。

司会

ありがとうございます。それでは、小泉委員は会長席へ移動をお願いいたします。会長をお引き受けいただきありがとうございます。それでは、小泉会長よりご挨拶をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

小泉会長

お引き受けさせていただきましたので、皆様からのご協力やお知恵をいただきまして、進めさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

司会

続きまして条例第14条第4の規定により、副会長の選任をお願いしたいと存じます。副会長は会長が指名するものとなっております。それでは小泉会長ご指名をお願いいたします。

小泉会長

この不良な生活環境の解消推進審議会では、ごみ屋敷問題が一番大きいかと思われます。こういった問題について事例も含めて非常に知見をお持ちである岸委員にお願いできればと思っております。いかがでしょうか

(異議なし)

岸委員

ご推薦いただきましてありがとうございます。副会長として微力ながら貢献できればと思っております。よろしくお願いたします。

司会

よろしくお願いたします。ありがとうございます。では、岸委員よろしくお願いたします。それでは、条例第14条第3項の規定により、これからの進行につきましては小泉会長にお願いいたします。

小泉会長

それでは議題に従いまして進めさせていただきます。まず1番でございますが、静岡市不良な生活環境を解消するための支援および措置に関する条例についてのご説明です。事務局からお願いいたします。質問がある場合は、ご説明いただいたあとお願したいと思っております。

事務局

資料1-1をご覧ください。この資料は市民向けに条例をわかりやすく解説するために作成したリーフレットです。条文全文は資料1-3にありますのでご参考ください。

この資料1-1に沿って説明させていただきます。

まず、2の定義になります。この条例の対象とする不良な生活環境を記載しており、記載の通り列挙してあります。ポイントとしましては、いずれも建築物等において起こっている不良な生活環境が対象であり、空き地や道路、公園などの建物のないところは含まれません。

次に3の基本方針です。記載のとおり、不良な生活環境を発生させている原因者の方には、様々な背景があることから、原因者自らが不良な生活環境を解消するための寄り添った支援を中心に行うことを明示しております。この条例では措置の規定も設けておりますが、措置については十分に支援を尽くしてもなお解消されない場合に行うということを記載してあります。

次に2枚目左側の6調査についてですが、先ほど、2定義で申し上げた条例の対象となるような生活環境に対しては、いずれもこの条例の施行に必要な限度において調査を行い、また、記載のとおり支援を行うことができます。調査としましては、原因者の親族関係、福祉サービスの受給状況などの調査に加え、職員による立ち入り調査も行うことが可能です。

原因者への支援については、堆積した廃棄物の排出指導や収集、動物の適切な飼い方の指導などに加えて、原因者が不良な生活環境を発生させてしまう要因となっている生活上の課題に対する助言、こういった原因者本人の生活を立て直すための支援を含めます。これは単に堆積物の撤去等のみに目を向けるのではなく、再発の防止や予防を行うことが理由となっております。

次に2枚目右側、8・9の措置の内容をご覧ください。先ほど申し上げましたとおり、まずは福祉的な視点からの支援を基本としていることから、ここで規定する措置は、支援を尽くし、再三の説得や働きかけを行ってもなお不良な生活環境が解消せず、著しく周辺に悪影響を及ぼす場合に限ります。

また資料右側上段、赤枠の部分に書いてありますが、この条例の規定に基づき、指導等の措置を行えるのは、物品等の堆積または放置に限っております。措置のうち、命令や代執行を行う場合は、この審議会にお諮りすることとなっておりますが、これについても、物品等の堆積や放置に限ります。これは動物の多頭飼育や建物の不良な管理などについては、既に動物愛護法や空家特措法などの既存法令で措置が規定されているためです。

なお、市の責務として、これらの関係法令を適切に行使することも、この条例でうたっております。

最後に19の罰則ですが、正当な理由なく立ち入り調査を拒否した場合や、市からの命令に従わなかった場合の罰則として、5万円以下の過料を設けてあります。

次に資料1-2をご覧ください。この条例をどのように運用していくかというスキームを記載してあります。黄色い部分、いわゆるごみ屋敷等は、近所の方からの相談により発覚することが多いのですが、これまで事案ごとにバラバラだった受付について、各区の地域総務課を窓口に加えることで、相談先の分からない方の受け口となりました。

また、所管課の通常の指導や関わりだけでは解消が難しい案件については、庁内横断した複数の課で対応していく体制を作りました。個別案件ごとに福祉部門が支援チームを編成し、機動的に支援を行います。また支援チームでも困難な案件については関係課長で構成する支援会議幹事会、副市長をトップとする支援会議に諮り、解消を目指していきます。

次に青い部分、措置を行う必要があると判断したものについては、この条例、または関係法令での措置に移行します。

最後に緑の部分ですが、どのような形での不良な生活環境の解消であれ、解消後は継続的に見守り、経過観察をし、再発を防止します。右側に記載の資料は、庁内組織である支援会議の設置要綱となります。関係局関係各課の一覧も載っていますので、ご参考をご覧ください。

説明は以上となります。

小泉会長

ただいまご説明いただきました条例の内容や仕組みについてなどの概略的なことで何か確認しておきたいことや疑問点があればお願いします。

小幡委員

よろしいですか。今、ご説明がございました本審議会の審議対象としては、物品等の堆積をするものに限るとありましたが、そのほか、地域などでは騒音の問題なども不良な生活環境として非常に問題になることがあります。騒音については法律があるかと思いますが、この資料1-1の2枚目の8・9のところに書いてあるような罰則はあるのでしょうか。その辺を参考のために教えていただきたいのと、支援会議幹事会でございますが、どのぐらいの頻度で開催をされているものなのでしょうか。

事務局

まず、騒音についてですが、この条例で対象としているものとしては、動物への不適切な給餌などによって発生する動物の鳴き声などによる騒音です。その他のものが音源となるような、いわゆる生活騒音については対象としていません。

例えば、静岡県の生活環境の保全等に関する条例というものがあまして、そちらの方で生活騒音を対象としている条例がございます。主に事業所ですとかそういったところになれば騒音規制法というものがあります。ですが、結論を言えば、この条例の中で想定している騒音というのは、犬ですとか、動物の不適切な飼養などより発生する鳴き声のみです。

小幡委員

県の条例あるいは騒音規制法、これらについては罰則などの規定等はあるんですか。

事務局

まず生活騒音を対象としている静岡県の条例については罰則がありません。静穏の保持という条文があまして、特に夜の11時から、翌朝の6時までは何人も静穏保持しなければならないという努力規定はありますが、生活騒音を対象とした罰則はありません。ただ、カラオケですとか、拡声器のようなものになってくると罰則があり、これは静岡県の条例で規定されています。

小幡委員

わかりました。

福祉総務課

支援会議につきましては、市の関係局長級が主な委員となり、頭を副市長とする会議です。年に2回ほど開催することを想定しております。幹事会につきましては、関係する課長級の職員を委員として開催するものでして、年に複数回開催する予定です。これは、案件に応じて出席していただく幹事の方をセレクトするなど柔軟な開催を考えています。いずれも本年の4月1日付で要綱を定めてスタートするため、まだ開催実績がないのですが、今後開催予定でございます。

小幡委員

この問題はとても深刻な問題だと思います。継続性が求められると思いますので、それぞれの各課の皆さん方の取り組みもそうですけれども、とりわけ幹事会といったようなものが頻繁に開かれることが問題の解消・予防といった意味で大きな効果があるかと思っただけです。そのような観点でお聞きさせていただきました。

小泉会長

勉強になりました。他に、確認的な意味でもし何かお聞きしたいところがあれば。

池内委員

2点お伺いしたいと思います。私もカスタマーハラスメントやホーディングを研究する中で、いつも「著しく」というのが主観になってしまいがちで、このあたりをどう捉えられているのかということと、今後明確にしていく予定なのかというところを教えてください。

事務局

「著しく」の言葉の定義というところでしょうか。

池内委員

定義というところまで深刻ではないのですけれども、私もカスハラの方で法整備に関わっているのですけれども、「著しく」をどう捉えるかというところで非常に問題になることが多いので、今後「著しく」というのを主観で通すのか、データを集めていって客観化していくのか、その方向性等々も教えていただければありがたいと思います。

事務局

「著しい」という言葉をこれからどう考えていくかというところですが、条例を作るときに整理していく中では、受忍の限度を超えるものであって、具体的には裁判で認められる程度のものであるのを想定していました。ただ、解説等でその言葉だけ定義しても分かりづらいため、進めながら基準を作っていこうと考えております。

池内委員

データをこれから集約していくという形ということですね、わかりました。

もう一点お聞きしたいのが、私も以前多頭飼育について研究していたことがあるのですが、多頭飼育でやはり一番問題になるのは、騒音に加えて、悪臭だと思います。例えば、私が調べてきた中ですと、女性でこっそり猫を20匹くらい飼っているというケースが多いです。そうすると鳴き声というより悪臭の方が問題になっていることが多いです。悪臭というのは、法律で何か規制はあるのですか。

事務局

悪臭についての法整備としては、悪臭防止法という法律があります。ただ、この悪臭防止法というのは、対象としているのが事業活動に伴って発生する悪臭に限定していますので、残念ながら法律のレベルでは家庭生活から出る臭いというものを規制としている法律はありません。

動物指導センター

臭いに関しては、動物愛護法の25条にありまして、糞尿から発生する臭気などは対象になります。ただ、先ほどもありましたように、「著しい」という表現が何をもってどの程度での悪臭かということを図る度合いが無いというのが現状です。

岸委員

先ほど「著しい」という定義の話がありましたけれども、他の自治体等でも、どの程度の悪臭

かという基準をある程度設けていたりします。職員2人で行って臭気をどの程度感じるか、害虫については目視して、害虫の卵が見つかった、など、ある程度の基準を設けて対応し、その基準にかなった人が条例の対象となると決めているところもあります。もしそのあたりが決まってないようであれば、決めておくほうが混乱はないかと思います。

まだ条例が施行したばかりですので、上がってきたものは全部対応していきながら大体の基準を決めていくということも必要ではないかと思います。あとは特に質問ありません。

小泉会長

ありがとうございます。阪東委員ありますでしょうか。

阪東委員

皆さんの質問を、非常に興味を持って聞いておりました。臭いを測る基準はありますけれども、悪臭というのは精神的なものも非常に大きいと言われますので、それをもってしてただ被害を訴えるとなると程度差がものすごくぶれるので、保健所でも苦労しているという話を聞いたことがあります。

今回は精神的なことも支援していくような作りになっているので、そういったところも含めて対応していくのかと思います。ただ、皆様おっしゃるように、客観的な基準が必要かなと思いました。

あとは、事前に事務局の方から質問があるか聞かれていましたが、私は元々建築がバックグラウンドなので、支援の一つの市営住宅への入居の誘導というものがありますが、誘導しても市営住宅に入れなかったら意味がないと思い、どれぐらい空き住戸があつて、応募倍率はどれぐらいなのかという質問をし、回答いただいております。十分に空き住戸があるようで、全体のうち入居戸数が4,000戸ほどあり、2,000戸ぐらいは空き住戸があるということと、応募倍率も多いところでは2倍以上ですが、そうではないところもあるということです。

優先枠もあるのですかという質問をしたところ、高齢者や障害をお持ちの方に関しては応募のカウントを2倍にして優遇しているということです。今回の問題では、確かに高齢の方や障害をお持ちの方が一定数いらっしゃるようで、市営住宅への誘導というのもかなり有効な手法として働くのかと思いました。私だけに回答を返されていたのかもしれませんが、ここで共有させていただきます。

小泉会長

ありがとうございます。それでは清野委員。

清野委員

ありがとうございます。地域にいる者として、実際にごみ屋敷を見ることがあります。堆積物と書いてありますけれども、何をもってごみとするかです。本人はごみではないと言うのかもしれないです。家の中にあればまだ別なのですけれども、敷地の外に出て、しかもそれが私たちの観点から言うとガラクタというものが出てきて、車や子供の通行に支障がある場合、そういう場合でも、今はすぐにダメだと言わずにいます。

今後、どのような規定で不良な堆積物になるのかということをお聞きしたいです。

小泉会長

問題ない堆積物というのはどの程度のものなのか、敷地から溢れるとどうなのか、敷地の中で山積みならどうなのかということですかね。

清野委員

敷地の中には物が全然見えない場合でも、家の中を見ると部屋の中に堆積しているのが見える。そういうお宅もあります。ごみ屋敷になっているなど。そういうお宅でも人が住んでいるというのを見かけますが、やはり子供が見てもそういうところだと分かる。でも敷地の中、家の中のことに口を出すことはできない。

小泉会長

要はどの程度なのかと。

清野委員

道路にはみ出ている部分についてはどうなのかと。

小泉会長

道路にはみ出たらさすがにこれは問題だと言っていいかどうかと。

清野委員

直ちに言えるかどうかという。

小泉会長

実例もあるかもしれないが、道路にはみ出していた場合ぐらいは、指導対象になって当然ということですかね。

事務局

物の堆積については、はみ出している先が道路なのか民地なのかという判断になりますが、今の委員の質問ですと、道路ということであれば、まずは道路法において、標識が見えないですとか、交通に何か支障があるかということなどの切り口で対応を判断します。

物の堆積の見方では、そこに悪臭が発生しているとか害虫が湧いているなど、周辺への影響がある場合、条例の対象となります。道路法としての切り口は、道路の交通にどれぐらいの影響があるかということで、静岡市の場合は道路部局が判断をし、原因者の方に指導することになります。

小泉会長

道路だったら道路法で行けるということですね。

いろいろな事例の話をするとう限界がありますので、1回、制度の概略ということでご質問いただきました。

また質問の時間がございますので、一旦、議事2個目の、実際に静岡市において不良な生活環境がどのような発生状況なのかという説明をいただきたいと思ひます。

事務局

資料2をご覧ください。資料2は静岡市の現状をまとめたものです。こちらは、令和5年3月31日時点で発生している不良な生活環境について、庁内関係課に照会をかけ、掘り起こしを行いつつ出したものです。

資料の右上に表がありますのでそちらからご覧ください。全部で41件の案件があります。中には、物品の堆積プラス建物の不良な管理など、複数の不良な生活環境を併発しているものもありますが、主にどのようなことが問題となっているかということで分類したものです。

主に屋外への物の堆積が12件です。このような事例の場合、屋内にも物が堆積している例が多いのですが、主な問題としては屋外への物の堆積となっています。

次の屋内への物の堆積でも同じ考え方でして、屋外に若干の物が置いてあったとしても、主問題としては屋内への物の堆積という案件について、カウントしています。屋内への物の堆積については、日頃から地域を周ってくれている福祉事務所などの福祉部局から掘り起こされたものが多かったです。

次が、41件のうち居住者がいない空き家10件以外の31件について、原因者の属性などを集計したものです。こちらは資料を見ていただければ分かると思ひますので、それぞれの傾向を簡単に申し上げます。右下に項目ごとの傾向の分析がありますが、全体の属性としてはですね、不良な生活環境の割合が一番広い葵区がやや多いという結果になりました。それから原因者の年代ですが、60代以上が7割以上を占めており、最も低かった年代でも40代以上、原因者の性別は男性が約6.5割とやや男性の方が多いという結果になりました。

また、原因者の7割以上が独居であり、同居の場合は夫+妻、父+娘、母+娘、兄+妹、姉+妹となります。

次のページにお進みください。空き家以外の31件において発生している不良な生活環境ごとに、原因者の属性を分析したものです。先ほど申し上げたように、一つの案件につき複数の分野にまたがっている案件もありますが、重複してカウントしております。物の堆積における原因者属性、立ち木や雑草の繁茂における原因者の属性などと、問題ごとに属性をまとめてあります。

こちらでも右下のそれぞれ色がついた部分に傾向をまとめてありますが、物品等の堆積と放置については、原因者の年代は60代以上が9割近くを占め、性別は男性が7割以上とやや男性の方が多く、原因者の7割以上が独居です。

オレンジの部分です。立ち木や雑草の繁茂については少し駿河区・清水区が多いという傾向になりました。物品の堆積と同じく60代以上が9割を占めており、原因者の性別は男性が約8割と男性の方が多いです。原因者が7割以上独居という点も物品等の堆積とほぼ同じです。

次にグレー部分ですが、建物の不良な管理としては駿河区と清水区のみとなりました。原因者の約9割は60代以上で、性別は男性が8割以上ということでおおむね全体の傾向と同じです。

少し結果が違ったのが動物の多頭飼育・不適正な給餌の11件ですが、発生場所について

は、葵区が少し多いくらいで清水区と駿河区は同じくらいの割合です。けれども、原因者の年代が、他のものと違い、40代50代が4割以上と比較的若い年代になっています。また、原因者の性別が、女性が半数以上と唯一女性の割合が多いです。それと、複数人で給餌を実施している例も見受けられました。他の不良な生活環境と違って、身体・精神面での問題を抱える原因者が静岡市の場合はおりませんでした。

次のページに進みまして、左側は空き家以外の31件において、複数の不良な生活環境がどのような組み合わせで起こっているかというところを集計したものです。

物品の堆積又は放置、立ち木や雑草の繁茂、またその両方というのがあわせて発生しているという不良な生活環境が多いです。原因者の属性ですけれども、男性・女性ともに60代以上かつ独居という属性が一番多く、持ち家のみならず賃貸物件で不良な生活環境を発生させているという原因者もいることがわかりました。資料の右半分、空き家10件において発生している不良な生活環境としては、発生している区としてはやや葵区と清水区が多く、物品等の堆積や放置、立木や雑草の繁茂が発生していることが多かったです。

右下に備考欄がありますが、これらのグラフのデータは令和5年3月時点でのデータですが、4月1日以降に進捗があったものを参考に載せています。主に屋外への物の堆積や放置の12件の中で、5月19日時点までに2件解消済で、6月中に解消見込みが1件あります。以上です。

小泉会長

ありがとうございます。資料3は個別の具体的な例の話ですね。もう傍聴人の方はいないですね。

事務局

いません。

小泉

そうしますと、個別の話と全体の話は合わせて聞いたうえで、意見を頂きたいと思います。

**【以降、個人の生活の状況や心身に関する状況などの
個人情報を含む部分については、会議及び会議録を非公開とします】**

小泉会長

ありがとうございます。大体予定した時間になってまいりましたので、また個別に確認があれば、事務局の方をお願いします。

事務局

小泉会長ありがとうございます。委員の皆様には大変貴重なご意見をいただきまして本当にありがとうございました。今後の対応の参考にさせていただきます。

今後の審議会のスケジュールですが、第2回の審議会は来年の2月に開催する予定であります。よろしく願いいたします。また、命令行政代執行などが必要になるような案件がございましたら、その都度会議を招集させていただく場合がございますのでどうかご理解のほどよろしくお願い致します。

それでは以上をもちまして、令和5年度第1回静岡市不良な生活環境解消推進審議会を終了させていただきます。本日はお忙しい中ご出席いただきましてどうもありがとうございました。